

# 日本骨格筋電気刺激研究会会則

## 第1条：名称

本会の名称は、「日本骨格筋電気刺激研究会」とする。

## 第2条：目的

本会は、ベルト電極式骨格筋電気刺激法 (Belt electrode Skeletal muscle Electrical Stimulation：B-SES ビーセス) が生体に及ぼす影響を明らかにすることを目的とする。

## 第3条：事業

本会は、次に定める事項を行う。

- (1) 単施設の基礎的・臨床的研究の支援
- (2) 多施設研究の推進
- (3) 本会主催の学術集会の開催および本会における研究成果の発表
- (4) 前各号に附帯又は関連する一切の事業

## 第4条：会員

本会は、本会の趣旨に賛同して入会を申請した医師、医療技術者およびそれ以外の者のうち、本会の役員会の承認を受けた者を会員とする。

【それ以外の者】の定義については、附則にて定める。

- (2) 本会の会員は、理由を付して本会退会届を事務局へ提出の上、任意に退会することができる。

## 第5条：役員等

本会には、次に定める役員を置く。

- (1) 代表世話人 1名
  - (2) 世話人 若干名
  - (3) 特別顧問 若干名
  - (4) 監事 1名以上3名以内
- 2 役員会は、本会の会員の中から世話人、特別顧問および監事を選任または解任する。
  - 3 代表世話人は、世話人の互選により定める。
  - 4 監事は、本会の会計および世話人等の職務の執行を監査し、監査報告を作成する。
  - 5 世話人、特別顧問ならびに監事の任期は3年とし、再任を妨げない。

## 第6条：運営

本会の役員会は、毎年1回、役員会が定める時期に開催される。

- 2 本会の運営に関する事項は、すべて役員会が決定する。  
役員会は過半数の出席（委任状を有効とする）をもって成立し、議決は出席者の過半数を

- 要する。それ以外のメール等による議決は、役員全体の過半数を要する。
- 3 本会の運営には、次条に基づき会員から納入される年会費及び本会に対する寄附金をもって充てる。
  - 4 監事は、第1項に定める役員会に出席しなければならない、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。

#### 第7条：学術集会等

本会の学術集会は、原則として毎年1回学術集会長が開催する。

- 2 学術集会の開催にあたっては、年次毎に「プログラム・抄録集」を作成する。
- 3 学術集会に参加する者は、原則として会員の資格を有する者とする。
- 4 非会員が学術集会、その他関連するセミナー等に参加するときは、その都度、非会員登録をしなければならない。  
なお、非会員の登録対象者や参加方法については、附則に定める。

#### 第8条：年会費

本会の会員は、年会費として一律1,000円を、毎年開催される本会主催の学術集会において、本会に納入する。但し、当該学術集会を欠席した会員の当該年度にかかる年会費についてはこの限りでない。

#### 第9条：会計

各年度の収支決算書は、本会の事務局が作成し、監事が監査を行い、その結果を役員会にて報告し承認を受けるものとする。

- 2 本会の会計年度は毎年10月1日より、翌9月30日までとする。
- 3 代表世話人は、必要に応じて収支内容を会員に公表する。
- 4 交通費等の諸経費については細則に定める。

#### 第10条：事務局

本会の事務局は、本会の運営および維持に必要な諸事務を行うものとし、本事務局の所在は附則にて定める。

#### 第11条：会則の変更

本会則は、役員会の承認の下に変更することができる。

## 【附則】

### 1. 事務局の所在

本会の事務局を株式会社ホーマーイオン研究所内に置く。

〔住所〕 〒150-0045 東京都渋谷区神泉町 17-2

### 2. 医師、医療技術者以外の者の定義

B-SES またはこれに関連する分野において造詣が深く、本会への多大な寄与が期待できる者(医学・科学系の研究者を含む)。尚、その者は、入会申請の際に当会役員または当会会員で自身の所属する施設の医師の推薦状を添付し申込みを行うこと。ただし、所属施設が変更になった場合は、再度推薦状と変更届をすみやかに当会へ提出すること。推薦状の提出がなされない場合、退会とする。

### 3. 非会員の登録対象者

医師やコメディカル等の医療従事者、研究機関や教育機関の職員や学生等とし、企業等に属する者は除く。

本会の役員会による承認は不要であり、日本骨格筋電気刺激研究会のホームページに掲載される案内に従って参加登録を行うこと。

### その他

本会則および附則は平成 25 年 11 月 7 日より施行する。

## 【改正履歴】

(平成 26 年 4 月 24 日 改正) (平成 26 年 11 月 29 日 改正) (平成 27 年 6 月 17 日 改正)

(平成 27 年 12 月 21 日 改正) (平成 28 年 6 月 27 日 改正) (平成 28 年 9 月 9 日 改正※細則)

(平成 29 年 11 月 25 日改正) (平成 30 年 11 月 17 日改正) (令和元年 11 月 2 日改正※細則)

(令和 3 年 2 月 6 日改正) (令和 3 年 7 月 8 日改正)